

## 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1 福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	介護福祉士	社会福祉士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	看護師、保健師、臨床心理の専門家	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
2 障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義 (1) 障害者(児)福祉の制度とサービス (2) 老人保健福祉の制度とサービス	当該科目を担当する課の行政職員	社会福祉士	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
3 居宅介護に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	介護福祉士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
4 障害者及び高齢者の疾病、障害等に関する講義	介護福祉士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	看護師、保健師	臨床心理の専門家	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
5 基礎的な介護技術に関する講義	介護福祉士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	看護師、保健師	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
6 家事援助の方法に関する講義	介護福祉士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	栄養士	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
7 医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義 (1) 医学の基礎知識	医師	看護師、保健師	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
(2) 心理面への援助方法	臨床心理の専門家	介護福祉士	看護師、保健師	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
	在宅レクリエーションの専門家	介護福祉士	看護師、保健師、作業療法士	2級ヘルパー (実務経験1年以上の者)	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		

8 福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	臨床心理の専門家	介護福祉士	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
9 基礎的な介護技術に関する演習	介護福祉士	2級ヘルパー（実務経験1年以上）	看護師、保健師	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
10 事例の検討等に関する演習	2級ヘルパー（実務経験1年以上の者）	当該科目を担当する教員等	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者					

重度訪問介護従業者養成研修  
課程・基礎課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	キ
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	介護福祉士	介護職員基礎研修修了者	居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者	
2 基礎的な介護技術に関する知識	介護福祉士	介護職員基礎研修修了者	居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
3 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	介護福祉士	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者
4 外出時の介護技術に関する実習	介護福祉士	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者

重度訪問介護従業者養成研修  
課程・追加課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	キ
1 医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	医師	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
2 コミュニケーションの技術に関する講義	介護福祉士	看護師、保健師	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
3 緊急時の対応及び危険防止に関する講義	介護福祉士	看護師、保健師	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	理学療法士、作業療法士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者	
4 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	看護師、保健師	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	理学療法士、作業療法士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者	

重度訪問介護従業者養成研修  
課程・統合課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	キ
1 重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	介護福祉士	介護職員基礎研修修了者	居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者	
2 基礎的な介護技術に関する知識	介護福祉士	介護職員基礎研修修了者	居宅介護従業者養成研修1級課程修了者	保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
3 コミュニケーションの技術に関する講義	介護福祉士	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者
4 喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	医師	看護師、保健師						
5 経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	医師	看護師、保健師						
6 喀痰吸引等に関する演習	医師	看護師、保健師						
7 基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション技術	介護福祉士	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者
8 外出時の介護技術に関する実習	介護福祉士	看護師、保健師	理学療法士、作業療法士	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	障害者（児）施設介護職員・生活支援（指導）員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者
9 重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	介護福祉士	看護師、保健師	重度訪問介護従業者	居宅介護従業者	理学療法士、作業療法士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者	

同行援護従業者養成研修課程・一般課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1 外出保障に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
2 視覚障害の理解と疾病①②に関する講義	医師	看護師、保健師	歩行指導員	視覚障害者生活支援員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
3 視覚障害者（児）の心理に関する講義	臨床心理の専門家	介護福祉士	看護師、保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
4 視覚障害者（児）福祉の制度とサービスに関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
5 同行援護の制度に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
6 同行援護従業者の実際と職業倫理に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
7 情報提供に関する講義・演習	歩行指導員	視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
8 代筆・代読①②に関する講義・演習	歩行指導員	視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
9 誘導の基本技術①②に関する演習	歩行指導員	視覚障害を有する身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				

10 誘導の応用技術（場面別・街歩き）に関する演習	歩行指導員	視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
11 交通機関の利用に関する演習	歩行指導員	視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				

同行援護従業者養成研修課程・応用課程

科目	講師の要件							
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク
1 サービス提供責任者の業務に関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
2 様々な利用者への対応に関する講義	医師	看護師、保健師	歩行指導員	視覚障害者生活支援員	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者		
3 個別支援計画と他機関との連携に関する講義	臨床心理の専門家	介護福祉士	看護師、保健師	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
4 業務上のリスクマネジメントに関する講義	当該科目を担当する課の行政職員	同行援護従業者	社会福祉士	介護・福祉・看護系大学、介護福祉士養成校等の教員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者			
5 従業者研修の実施に関する講義	歩行指導員	視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				
6 同行援護の実務上の留意点に関する講義	歩行指導員	視覚障害を有す身体障害者等の福祉に関する事業に1年以上従事した経験を有する者	視覚障害者生活支援員	その他その業績を審査することによって当該科目の講師に適任であると認められる者				